# 岐阜県家畜伝染病防疫対策本部 第14回本部員会議

日 時:平成30年12月10日(月)

12時00分~

場 所:県庁4階 特別会議室

- I 防疫措置について
- Ⅱ 岐阜県畜産研究所の緊急点検報告について
- Ⅲ 野生いのしし対策について

# I 防疫措置の対応について

# 1 発生農場の位置図

# (1) 発生農場:非公表



飼養状況 いのしし 22頭

# <敷地図>



## 2 発生からこれまでの経緯

12月 9日 (日)

11:30 中濃家畜保健衛生所から連絡

瀕死の状態いのしし1頭(13:30 死亡)

14:00 中濃家畜保健衛生所職員による立入検査

さらに、1頭の衰弱いのししを確認

18:30 剖検開始(死亡1頭)

23:20 PCR検査開始

※搬出制限区域内の農場については、3例目(県畜

産研究所) の発生に伴い既に搬出制限実施中

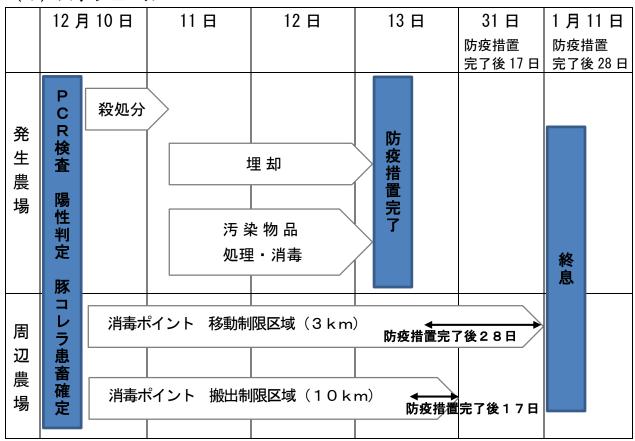
12月10日(月)

5:30 PCR検査結果:陽性

11:30 国との協議を経て、疑似患畜と決定

#### 3 防疫措置について

#### (1) スケジュール



殺処分: 豚コレラ患畜確定から、24時間以内に殺処分

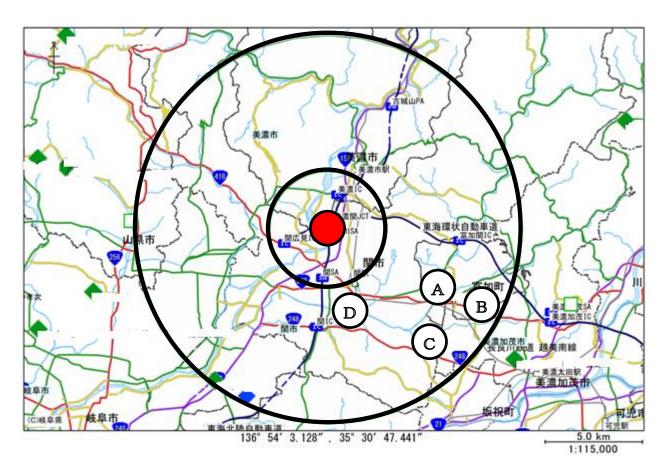
埋 却:いのしし及び汚染物品について、72時間以内に埋却処分

## (2) 防疫体制(予定)

|          | 獣医 | 県職員 | 市町村職員 | 民間業者 | 合計  |
|----------|----|-----|-------|------|-----|
| 殺処分、農場消毒 | 3  | 33  |       |      | 36  |
| 埋却作業     | 1  | 12  |       | 6    | 19  |
| 消毒ポイント   |    | 18  | 9     | 402  | 429 |
| 集合場所等    |    | 15  | 5     |      | 20  |
| 合計       | 4  | 78  | 14    | 408  | 504 |

# 4 移動・搬出制限区域について

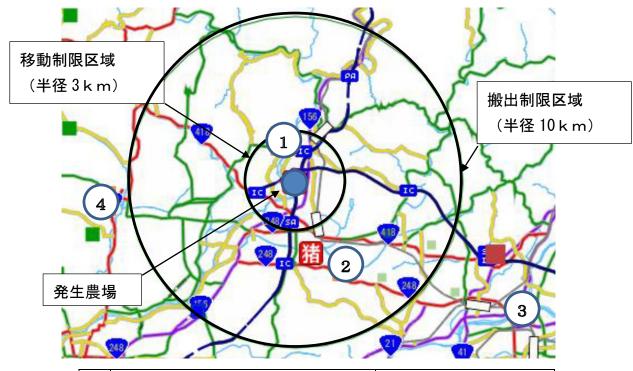
- (1)移動制限区域(発生農場から半径3km圏内) 農場なし
- (2) 搬出制限区域(発生農場から半径10km圏内) 4農場



| 搬と | 出制限区域内(3 | 3~10km範囲内) |
|----|----------|------------|
| Α  | A農場      | 7,602頭     |
| В  | B農場      | 532頭       |
| С  | C農場      | 1,070頭     |
| D  | D農場      | 1頭         |
| 計  | 4 農場     | 9,205頭     |

[12月9日 9時現在]

# 5 消毒ポイントについて



|   | 路線           | 場所       |  |  |
|---|--------------|----------|--|--|
|   | 発生農場         | 関市東志摩    |  |  |
| 1 | 県道94号        | 美濃市生櫛    |  |  |
| 2 | 国道248号       | 関市西田原    |  |  |
| 3 | 国道21号        | 美濃加茂市古井町 |  |  |
| 4 | 国道256号・県道79号 | 山県市高木    |  |  |

# 6 今後の対応について

# (1) 搬出制限区域内の農場の制限について

・区域内の農場の豚、飼料、排泄物等の搬出の制限

移動制限区域:農場なし 搬出制限区域:4農場

# Ⅱ 岐阜県畜産研究所の緊急点検報告について

別添のとおり。

# Ⅲ 野生いのしし対策等について

## A 野生いのしし対策について

- 1 豚コレラ感染が判明した野生いのししの状況
- (1) 県全体の状況(12月10日現在)

死亡または捕獲 501頭(捕獲:445頭、死亡:56頭) うち陽性 70頭(捕獲:43頭、死亡:27頭)

(2) エリア別の状況

岐阜市椿洞区域42頭うち陽性28頭岐阜市大洞区域43頭うち陽性37頭可児市区域5頭うち陽性3頭八百津区域10頭うち陽性2頭外縁部340頭うち陽性0頭

(※表1 地図1 参照)

#### 2 野生いのしし調査対象区域の見直し

12月4日に八百津町八百津, 12月5日に可児市西帷子で豚コレラ感染が判明した野生いのししが、新たに1頭発見されたことを受け、野生いのしし調査対象区域を次のとおり変更。

#### 野生いのしし調査対象区域

- ①岐阜市椿洞区域(隣接する山県市の地区を含む)の陽性個体の発見箇所 の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ②岐阜市大洞区域(隣接する各務原市、関市及び坂祝町の地区を含む)の 陽性個体の発見箇所の重心を中心とした半径10kmの円の範囲内
- ③可児市区域の陽性個体の発見箇所の<u>重心を中心とした</u>半径10kmの円の 範囲内 【変更】
- ④八百津町区域の陽性個体発見箇所の<u>重心を中心とした</u>半径10kmの円の範囲内<u>【変更】</u> 【<u>アンダーライン</u>部分を変更】
- ※区域変更後においても、今後の陽性個体の発見状況に応じ、必要な措置を行う。

(※地図2 参照)

上記の対象となる市町村は次のとおり

岐阜市、多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巣市、瑞穂市、岐南町、笠松町、揖斐川町、大野町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、御嵩町に跨る区域 (23市町) 【変更なし】

#### 3 拡大防止対策の拡充

#### (1) 拡散防止のための防護柵等の設置

八百津町内で2頭の感染いのししが発見されたことに伴い、感染個体が外部に拡散しないよう、防護柵を設置。今後、飛騨川河川敷の刈り払いを予定。 <実施状況>

- ・12月1日~ 土岐川河川敷の刈り払い
- ・12月1日 防護柵設置(国道418号沿い、776m)
- · 12月4日 防護柵設置(八百津町和知地区、800m)
- ・12月7日~ 防護柵設置(県道68号及び中野方川沿い、34km)

#### <予定箇所>

- ・飛騨川河川敷 刈り払い(12月6日現地調査を実施)
- ・中央自動車道(恵那 I C~多治見 I C)

刈り払い、防護柵設置(12月7日現地調査を実施) (※地図4 参照)

## B 狩猟の禁止区域等について

#### 1 狩猟の禁止区域の見直し

野生いのしし調査対象区域の変更に伴い、感染した野生いのししの周辺への拡散を防止するため、次のとおり当該区域を含む区域を新たに12月20日(木)から禁止区域として設定。

「野生いのしし調査対象区域(新)」を含む次の市町村の区域

岐阜市(旧岐阜市、旧柳津町の一部)、多治見市(旧多治見市、旧笠原町の一部)、関市(旧武芸川町、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町の全域、旧上之保村の一部)、美濃市、瑞浪市の一部、美濃加茂市、<u>恵那市(旧恵那市の一部)</u>、土岐市の一部、各務原市(旧各務原市の全域、旧川島町の一部)、可児市、山県市(旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の一部)、瑞穂市(旧巣南町、旧穂積町の一部)、本巣市(旧糸貫町の全域、旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部)、<u>下</u>呂市(旧金山町の一部)、岐南町の一部、笠松町の一部、揖斐川町(旧谷汲村、旧揖斐川町の一部)、大野町の一部、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町の一部、御嵩町

(23市町→26市町)

【アンダーラインの市町を追加】

(※地図3 参照)

# 2 野生いのししのジビエ利用自粛区域の見直し

野生いのししの禁猟区域を追加したことに伴い、12月20日(木)からは、野生いのししのジビエ利用自粛区域を次のとおり変更。

「野生いのしし調査対象区域(新)」を含む次の市町村の区域

岐阜市(旧岐阜市、旧柳津町の一部)、多治見市(旧多治見市、旧笠原町の一部)、関市(旧武芸川町、旧関市、旧洞戸村、旧武儀町の全域、旧上之保村の一部)、美濃市、瑞浪市の一部、美濃加茂市、<u>恵那市(旧恵那市の一部)</u>、土岐市の一部、各務原市(旧各務原市の全域、旧川島町の一部)、可児市、山県市(旧伊自良村、旧高富町の全域、旧美山町の一部)、瑞穂市(旧巣南町、旧穂積町の一部)、本巣市(旧糸貫町の全域、旧本巣町、旧真正町、旧根尾村の一部)、下 **呂市(旧金山町の一部)**、岐南町の一部、笠松町の一部、揖斐川町(旧谷汲村、旧揖斐川町の一部)、大野町の一部、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町の一部、御嵩町 (23市町→26市町)

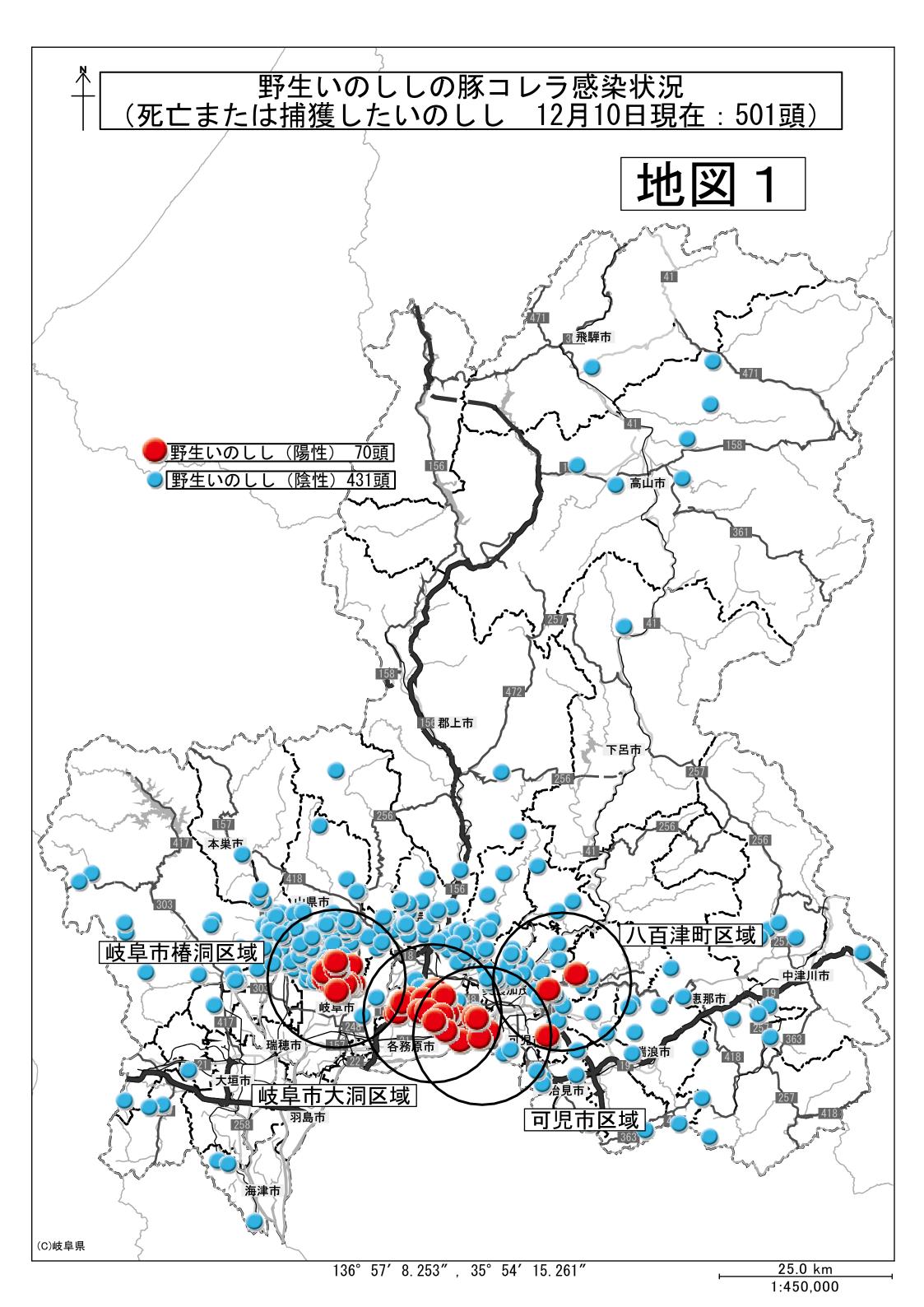
【アンダーライン の市町を追加】

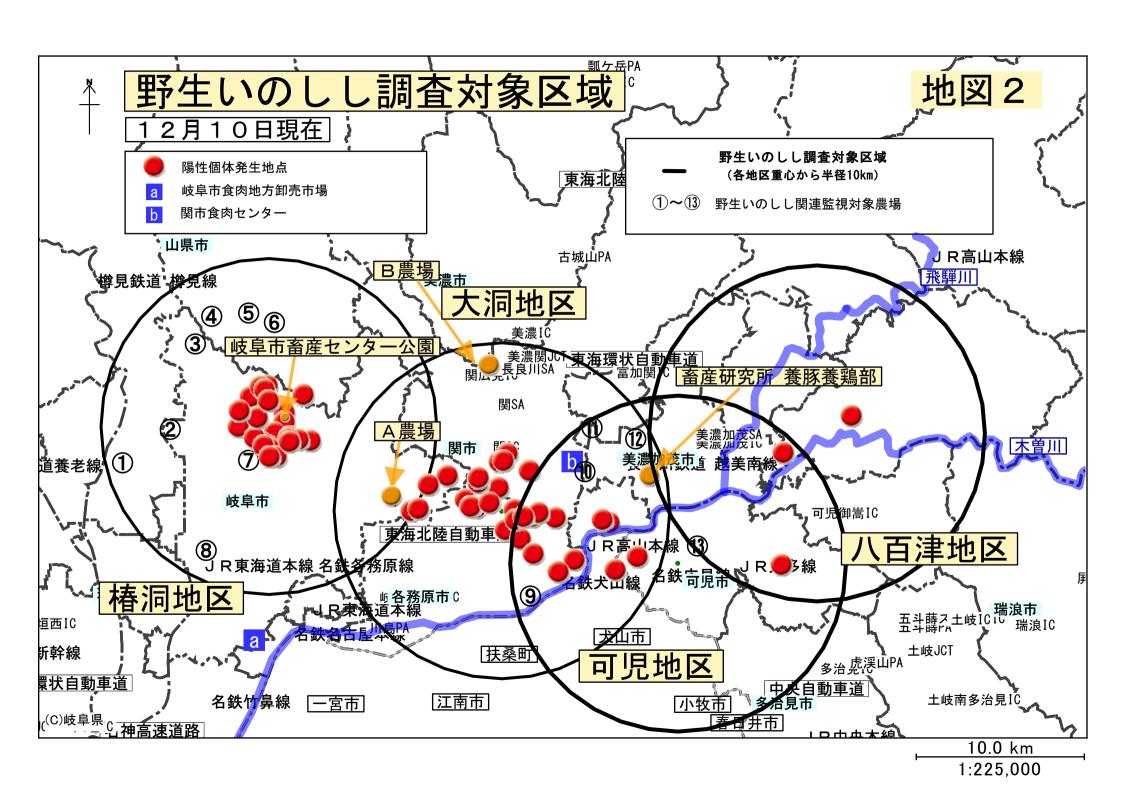
#### 野生イノシシの捕獲状況 (12/10現在)

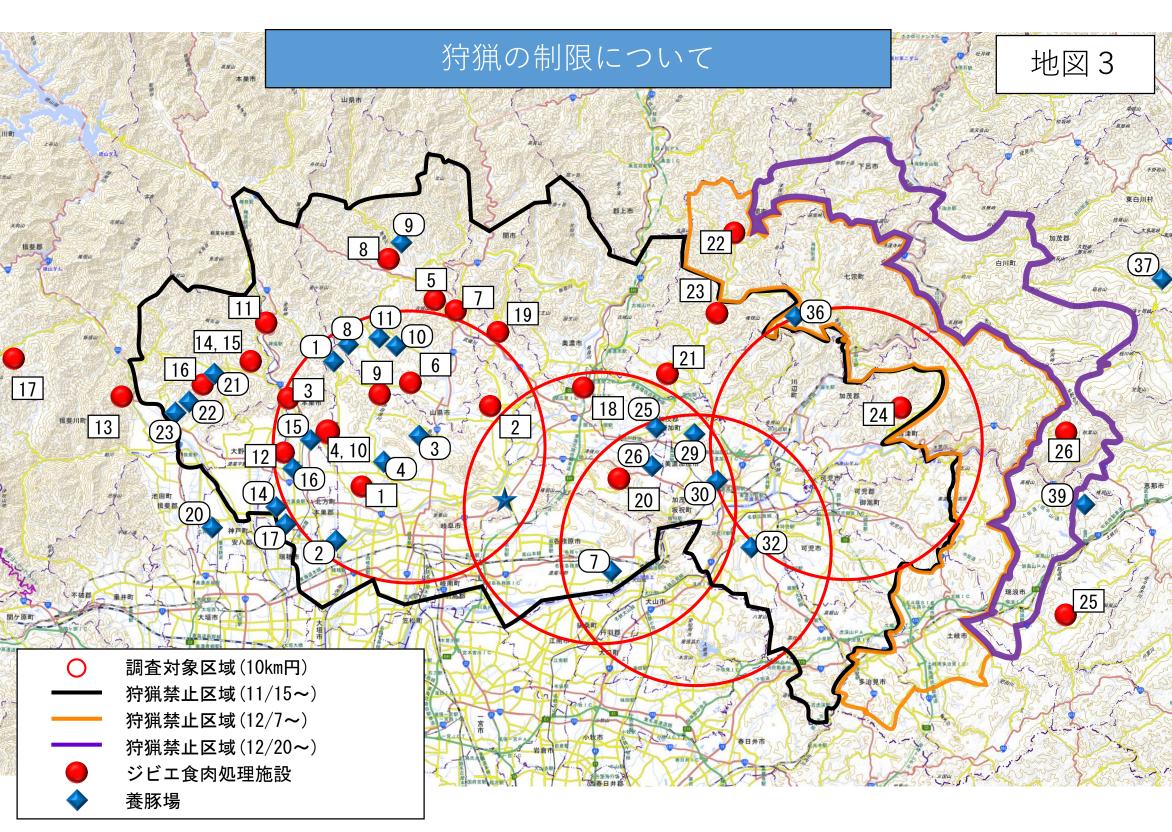
\*調査捕獲期間:

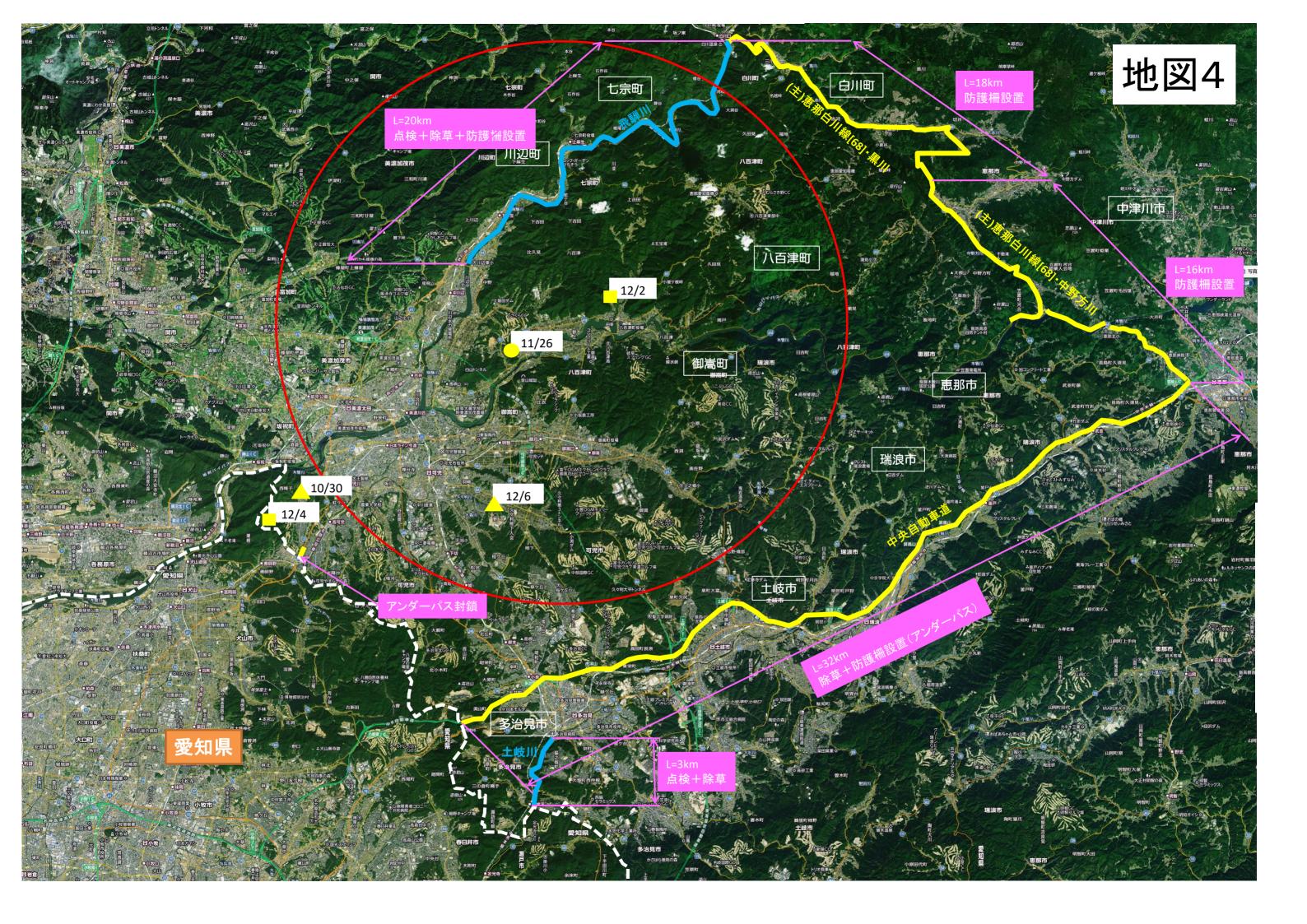
①9/25~12/31 ②9/27~12/31

|   |   |  | 捕獲イノシシ   |     |     |           | 死亡ィ | 13131 | <u>م</u> | ≣∔     |    |    |  |
|---|---|--|----------|-----|-----|-----------|-----|-------|----------|--------|----|----|--|
|   |   |  | 調査捕獲     |     | 有害  | 害捕獲     小 |     | 小計    |          | 死亡イノシシ |    | 合計 |  |
|   |   |  | 陽性       | 陰性  | 陽性  | 陰性        | 陽性  | 陰性    | 陽性       | 陰性     | 陽性 | 陰性 |  |
|   | 1. 調査対象区域   | $\dot{\vec{k}}$                                | 27       | 251 | 16  | 108       | 43  | 359   | 27       | 11     | 70 | 3  |  |
|   | 岐阜市   | 岐阜市椿洞地域  | 11       | 3   | 1   | 0         | 12  | 3     | 15       | 1      | 27 |    |  |
|   | 椿洞区域  | 岐阜市椿洞周辺地域<br>(山県市の一部)                          | 1        | 10  | 0   | 0         | 1   | 10    | 0        | 0      | 1  |    |  |
|   |   | 岐阜市大洞地域  | 2        | 0   | 0   | 0         | 2   | 0     | 2        | 0      | 4  |    |  |
|   | 岐阜市大洞周辺地域<br>  岐阜市<br>  大洞区域 (各務原市の一部)<br>  岐阜市大洞周辺地域<br>  (関市の一部)<br>  岐阜市大洞周辺地域<br>  (坂祝町の一部) | (各務原市の一部)                                      | 3        | 0   | 12  | 0         | 15  | 0     | 6        | 0      | 21 |    |  |
| ①感染イノシシが<br>集中している地域                    |   | 7  | 3        | 0   | 0   | 7         | 3   | 3     | 0        | 10     |    |    |  |
| ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, |   |  | 1        | 0   | 1   | 3         | 2   | 3     | 0        | 0      | 2  |    |  |
|   | 可児市区域   | 可児市西帷子地域                                       | 1        | 0   | 2   | 1         | 3   | 1     | 0        | 1      | 3  |    |  |
|   | 八百津町区域  | 八百津町和知地域<br>(美濃加茂市の一部含む)                       | 1        | 5   | 0   | 2         | 1   | 7     | 1        | 1      | 2  |    |  |
|   |   | 計  | 27       | 21  | 16  | 6         | 43  | 27    | 27       | 3      | 70 |    |  |
| ②上記地域の<br>周辺部                           | 恵那市、美濃加減  | 26市町 市、関市、美濃市、瑞浪市、 茂市、土岐市、各務原市、可 本巣市、下呂市、瑞穂市、岐 | 0        | 230 | 0   | 102       | 0   | 332   | 0        | 8      | 0  |    |  |
| 2. 調査対象区域外                              |   | 対象   | 外        | 0   | 43  | 0         | 43  | 0     | 18       | 0      |    |    |  |
| 合計                                      |   | 27   | 251      | 16  | 151 | 43        | 402 | 27    | 29       | 70     |    |    |  |
|   |   |  | <u>"</u> |     |     |           |     | l.    |          | 総計     | 50 | )1 |  |









# 平成30年岐阜県豚コレラ対策検証報告 その3

~3例目(岐阜県畜産研究所)事案を受けた緊急点検~

平成30年12月10日

岐阜県豚コレラ検証作業チーム

# 本検証について

国内で26年ぶりに岐阜市内で確認された「豚コレラについて、9月9日 に豚コレラが患畜確定した後、各農場において防疫体制の徹底のほか、野 生いのししからの感染防止対策などが実施されてきた。

しかし、11月16日に豚への感染の2例目が岐阜市畜産センター公園 で、さらに12月5日に豚への感染の3例目が岐阜県畜産研究所で確認 (患畜が確認) された。

12月10日時点で3例目までの感染ルートも解明されていないが、今 回豚コレラが確認された農場である岐阜県畜産研究所における防疫措置 は適切であったのかを緊急に調査した。

その結果、岐阜県畜産研究所における課題及び県の今後の取り組みにつ いて改善及び強化する点を緊急に提案する。

#### 【検証項目】

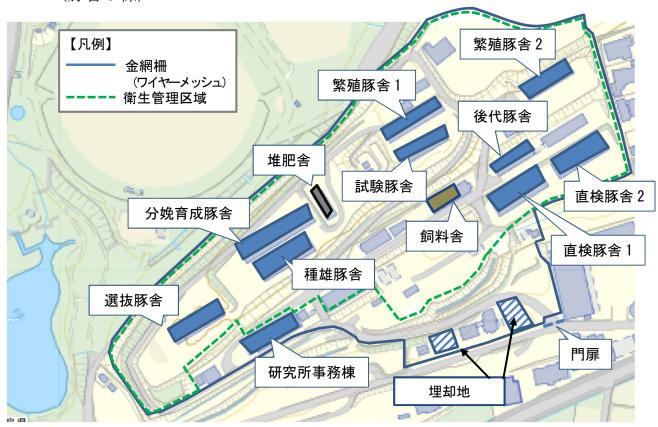
岐阜県畜産研究所における防疫措置

# 1 岐阜県畜産研究所における防疫措置

#### 事実関係

豚舎配置図(美濃加茂市前平町3-8)

(豚舎9棟)



#### 【畜産研究所の概要】

- ・ 県畜産研究所は、県民に対する安全・安心・健康な畜産物の提供と県内畜産ブランド産品の振興を最重点課題として位置づけ、(1)生産性向上のための家畜の育種改良の推進、(2)畜産新技術の開発、(3)畜産環境改善を中心とした研究開発による県内畜産業の振興を目的に設置された。
  - ・ 当該施設は、「養豚養鶏研究部」の施設として、「ボーノポーク」等の県内 銘柄豚の生産に必要なデュロック種(ボーノブラウン等)の県内生産者へ の安定供給と、肉質(主にしもふり割合)向上など種豚改良を推進。

【職員数 (12/5)】職員21名(研究員5、事務職員1、技手3、雇員8、 豚舎管理業務専門職1、宿日直業務専門職3)

【飼養状況(12/5)】繁殖豚67頭、子豚436頭、合計503頭

対応の推移 ■は新たに実施した防疫対策

| 日付          | 」 ■は新たに美施した防疫対策<br>県畜産研究所の対応                          | 備考       |
|-------------|---|----------|
| 9/9(日)      | ★岐阜市内の農場で県内1例目の豚コレラ事案発                                |          |
| 3/ 3(H)     | ・飼養衛生管理基準に基づく対応を徹底。                                   | 工 (公田神氏) |
|             | ・ 脚後倒生官 垤 峚 埠 に 峚 つく 対応 を 徹底。 ・ 衛生管理区域に立ち入る 車両の消毒、 畜舎 |          |
|             | の出入口付近の消毒槽の設置、専用服、長                                   |          |
|             | 靴の使用など  |          |
|             | 和ルク反角など   |          |
|             | ・上記に加え、感染リスクを減らす研究所独自                                 |          |
|             | の取り組みを決定。翌日から実施。                                      |          |
|             | ■外部関係者の敷地内への侵入を禁止                                     |          |
|             | (郵便、新聞、宅配等の受取は敷地入り口                                   |          |
|             | で受領、給食センター配食一時停止、車                                    |          |
|             | 両の侵入禁止)   |          |
|             | ■と畜場の専用服・長靴の使用  |          |
|             | ■職員の外部接触制限(職員の出張原則禁止)                                 |          |
|             | ■衛生管理区域入退場時にシャワー使用(事                                  |          |
|             | 務棟)   |          |
|             | ■職員の自家用車を研究所敷地外へ駐車                                    |          |
|             | ・報告徴求に基づく報告を毎日2回実施                                    |          |
|             | ・豚舎周りや道路の消石灰散布(週1回程度)                                 |          |
| 9/14(金)     | ★岐阜市内で発見された死亡野生いのししで豚コ                                | レラ陽性を確認  |
|             | (県内1頭目、発見は9/13)                                       |          |
| 9/25(火)     | ■野生いのししの捕獲が多発する畜産研究所養                                 |          |
|             | 豚養鶏研究部関試験地(関市迫間)へ職員が                                  |          |
| - / /       | 行った場合は直帰するルールを適用                                      |          |
| 9/26(水)     | ■敷地周囲にワイヤーメッシュ設置完了                                    |          |
| 0 /07 ( 1 ) | (入り口部門扉は 9/30)  |          |
| 9/27(木)     | ・県から配布された消石灰を散布                                       |          |
|             | ・ウイルス防止対策の点検  |          |
|             | 〔所内の家畜防疫員(獣医師)が実施〕<br>以後、週1回の調査の開始                    |          |
| 9/30(日)     | ■敷地入り口の門扉の整備完了  |          |
| 10/11(木)    | ・ウイルス防止対策の点検  |          |
| 10/11(木)    | 同上  |          |
| 10/18(水)    | 同上  |          |
| 11/1(木)     | 同上  |          |
| 11/1(木)     | 同上  |          |
| 11/0(/\)    | HT  |          |

| 11/15(木)     | 同上                                      |            |  |  |
|--------------|---|------------|--|--|
| 11/16(金)     | ★岐阜市内の農場で県内2例目の豚コレラ事案発                  | 生(疑似患畜確定)  |  |  |
|              | ・ 畜産研究所職員が食欲不振(程度低い)の豚                  |            |  |  |
|              | 1 頭(A)を確認                               |            |  |  |
| 11/17(土)     | ・清浄性確認検査(岐阜市畜産センター関連)                   | ・県中央家保の検査  |  |  |
|              | 実施(30頭)                                 | (血液検査、抗体検  |  |  |
|              | (研究所で臨床検査、採血を実施)                        | 査、遺伝子検査)   |  |  |
| / / 1 >      |   | →全て陰性      |  |  |
| 11/21(水)     | ・監視対象農場衛生監視プログラム適用(岐阜                   |            |  |  |
| 11 (22 ( 1 ) | 市畜産センター関連)                              |            |  |  |
| 11/22(木)     | ・ウイルス防止対策の点検                            |            |  |  |
| 11/26(月)     | ・畜産研究所職員が食欲不振(程度低い)の豚                   |            |  |  |
| 11 /07 ( 1.) | 1頭(B)を確認                                |            |  |  |
| 11/27(火)     | ・野生動物侵入防止対策状況を県に報告                      |            |  |  |
|              |   |            |  |  |
|              | 【いのしし等対策】<br>  ・敷地周囲の金網柵(周囲約1km にワイヤーメ  | ( w 3/ - ) |  |  |
|              |   |            |  |  |
|              | ・ 畜舎 (3棟)、飼料舎にねずみ捕獲機設置                  |            |  |  |
|              | ・畜舎入口、窓等に防鳥ネット設置(5棟)                    |            |  |  |
|              | 【その他対策】                                 |            |  |  |
|              | <ul><li>・たい肥舎:扉及びビニールカーテンの設置</li></ul>  |            |  |  |
|              | ・死体保管:冷凍庫内で保管                           |            |  |  |
|              | ・飼料保管:建屋内で保管                            |            |  |  |
|              | ・衛生管理区域:専用服と長靴の使用                       |            |  |  |
|              | ・豚舎毎:専用長靴の使用、豚舎毎の担当制、路                  | 沓み込み       |  |  |
|              | 消毒槽の設置                                  |            |  |  |
|              |   |            |  |  |
| 11/28(水)     | ・清浄性確認検査(岐阜市畜産センター関連)                   | ・県中央家保の検査  |  |  |
|              | 実施(30頭)                                 | (血液検査、抗体検  |  |  |
|              | (研究所で臨床検査、採血を実施)                        | 査、遺伝子検査)   |  |  |
| / /          |   | →全て陰性      |  |  |
| 11/29(木)     | ・監視対象農場衛生監視プログラム解除                      |            |  |  |
| 11/30(金)     | <ul><li>・畜産研究所職員が食欲不振、嘔吐、呼吸器症</li></ul> |            |  |  |
| ~            | 状の豚2頭(A・B)を確認                           |            |  |  |
| 12/2(日)      |   |            |  |  |
| 12/3(月)      | ・8:45 中濃家畜保健衛生所へ連絡                      |            |  |  |
|              | 畜産研究所職員が食欲不振・廃絶、                        |            |  |  |

|         | 呼吸器症状の豚 4 頭 (A・B・C・D) を確認 (発熱なし) ・12:00 中濃家畜保健衛生所職員が立入検査  【検査結果】  検査結果が明確でないため、国との協議の上、国で検査を行うことに決定。   | ・17:15 県中央家<br><sup>7</sup> 保、PCR 検査開始 |
|---------|--|--|
| 12/4(火) | <ul> <li>・13:00 国(農研機構動物衛生部門)でPCR 検査開始</li> <li>・20:30 搬出制限区域内5農場へ事前連絡、発生農場と交差の恐れのある2農場へ事前連絡</li> </ul>                                      |  |
| 12/5(水) | <ul> <li>・5:30 農研機構動物衛生部門の精密検査で患畜と決定(C・D)<br/>搬出制限区域内の5農場へ搬出制限を実施<br/>発生農場と交差の恐れのある2農場に病原体を広げる恐れがある物品の移出を制限</li> <li>・6:00 防疫措置開始</li> </ul> | ・11:00~ 国の拡<br>大豚コレラ疫学調<br>査チーム現地調査    |
| 12/7(金) | · 15:32 防疫措置終了   |  |

#### (県畜産研究所の防疫対策)

・ 当該研究所は、国の飼養衛生管理基準に定める防疫措置に加え、独自に 対策の強化を実施していた。

#### 【飼養衛生管理基準に定めるものの対応】

| 【例食用工自生金牛にためるものの別心】                 |                                   |
|-------------------------------------|-----------------------------------|
| 飼養衛生管理基準の主なもの                       | 県畜産研究所の対応                         |
| ・衛生管理区域の設定                          | ・畜舎、飼料舎、資材保管庫                     |
|                                     | 等一連の作業施設を含んで設定                    |
| ・衛生管理区域への必要のない者への                   | ・衛生管理区域への立入制限は従                   |
| 立入りの制限                              | 前より実施、さらに敷地内に立                    |
|                                     | 入禁止措置(9/10~)                      |
|                                     | ※農家の立入(生体の取引)も                    |
|                                     | 9/9 以降無し                          |
| ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒                   | ・動力噴霧器、車両消毒槽による                   |
|                                     | 消毒の実施、靴底消毒の実施                     |
|                                     | ・さらに敷地入口(門扉)におい                   |
|                                     | ても消毒しダブル消毒を実施                     |
|                                     | (9/10∼)                           |
| ・衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者                   | <ul><li>・畜舎出入口付近の消毒槽の設置</li></ul> |
| の消毒                                 | ・ 持込物品等は消毒実施後に搬入                  |
|                                     | ・資材は建屋内で保管                        |
| <ul><li>・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設</li></ul> | <ul><li>専用の服、長靴を設置、着用</li></ul>   |
| 置及び使用                               |                                   |
| ・野生動物等からの病原体の侵入防止                   |                                   |
| ・ 給餌設備、給水設備等への野生                    | ・飼料は建物内保管                         |
| 動物(ねずみ、野鳥等)の排せ                      | ・堆肥物は扉付堆肥舎で保管                     |
| つ物等の混入の防止                           |                                   |
| ・飲料に適した水の給与                         | ・井戸水(検査済)と市上水を併用                  |
| ・家畜の死体の保管場所への野生                     | ・死体は建物内の冷凍庫で保管                    |
| 動物の侵入防止のための措置                       | (その後化製場へ搬出)                       |
|                                     |                                   |

#### 【上記の対策のほか、強化していた防疫対策】

- ・豚舎毎の長靴及び踏込消毒槽の設置、豚舎毎の担当制の実施
- ・ 畜舎 (3棟)、飼料舎にねずみ捕獲機を設置 (1棟につき 10ヶ所程度)
- ・畜舎入口、窓等に防鳥ネットを設置 (5棟)
- ・外部関係者の敷地内への侵入を禁止 (9/10~)
- ・と畜場の専用服・長靴の使用 (9/10~)

- ・職員の外部接触の制限(職員の出張原則禁止)(9/10~)
- ・衛生管理区域に出入りする際のシャワー使用(9/10~)
- ・職員の自家用車を研究所敷地外へ駐車(9/10~)
- ・野生いのししの確認が多発する畜産研究所養豚養鶏研究部関試験地 (関市迫間) 〜職員が行った場合は直帰するルールを適用(9/25~)
- ・敷地周囲にワイヤーメッシュ設置(9/26)
- ・敷地入口に新たに門扉を整備(9/30)
- ・ 衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒等、所内の防疫措置に関して は正職員、非正職員とも同様の運用とし、全職員が参加する職員会議で徹 底を図っていた(月末に定期に開催のほか、随時開催。最近の11月には 毎週開催)。
- ・ 当該研究所施設は昭和38年開所であり、施設によっては**約50年を経過したものであるため、窓ガラスが割れた個所など、外部からのウイルス 侵入防止に関して点検**し、随時防護措置が実施されていた。

その他研究所と外部とのやりとりは細心の注意が支払われていた。

- 例・豚のトラックへの積み込み作業と、運搬の運転手とは別の者が対 応。と畜場へ搬入する際、運転手は防護服、手袋、座席シートを2 枚重ねにしていた。
  - ・農家への精液の提供は基本的に宅急便で送付。急を要する場合でも 敷地外で引き渡しを実施。
  - ・検体(血液)の提供も検体のみ家保の敷地内に置き、直接家保の職員に会わない方法を実施。
  - ・農家が豚の買い付けに来る際は防護服、長靴、帽子、手袋の防疫対策を行った上で農場に入場。9/9以降は入場の事例無し。

なお、宮崎県で平成22年に発生した口蹄疫を受け、研究所独自で危険 度に応じた防疫対策に関するマニュアルを整備し、日々の対応を実施し ていた。

- ・ さらに、畜産研究所では衛生管理区域周囲のワイヤーメッシュ設置後、 見回りを週1回程度行っていたが、敷地内でいのししが侵入した形跡(足 跡、掘り起こし跡)は確認されていない。
- ・ なお、畜産研究所周辺 5 km 以内では、**豚コレラ感染いのししは確認されておらず、**研究所周囲にもいのしし目撃情報はない。

# 2 県の今後の取り組み

# 課題

- ・ 県畜産研究所は、国に定められた基準以上の防疫措置を独自に実施していた。特に、いのししの侵入防止対策については研究所周囲にワイヤーメッシュが設置され、飼育豚との物理的接触ができない措置が行われていた。
- ・ 現在、国の拡大豚コレラ疫学チームによる感染ルートの疫学的な調査も続けられているが、現時点では感染ルートが明らかになっていない。
- ・ 今回の事態に鑑み、追加措置としてとるべきは、ウイルス侵入ルートの可能性として考えられる鳥など小動物に対するさらなる防疫対策である(当農場は豚を運動させるパドック部分が付属する豚舎がある)。
- ・ なお、今回の豚コレラ感染確認のきっかけとなったのは、目視で確認できる程度の「食欲不振」であった。豚コレラの典型的な症状とされる顕著な異常(「発熱」「下痢」「紫斑」「死亡豚の多発」など)はなかったことから、感染確認のあり方についても再検討を要するのではないか。

## 対策:県の取り組みの改善点及び強化する点

- ・ 畜産研究所を含む他の農場に対し、国の飼養衛生管理基準の遵守について 改めて再点検、徹底する。
- ・ 追加措置として、鳥などの小動物対策を推進する(防鳥ネットの設置、小動物が侵入できる隙間を板などで塞ぐなど)。
- ・ 引き続き、農林水産省の拡大豚コレラ疫学チームと連携し、感染ルートを 調査する。
- ・ 専門家からなる「豚コレラ有識者会議(仮称)」を早急に立ち上げ、これ までの経緯の分析、さらなる追加措置の検討、新たないのしし対応マニュア ルの策定などを検討する。
- ・ 今まで以上に現場との連携を緊密にし、わずかな兆候も見逃さず、速やか に対応するよう徹底する。